

令和３年 専決第１号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年３月２５日

美浦村長 中 島 栄

令和２年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

令和２年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，０３４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７１，５０９千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和３年３月２５日

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		128,941	2,034	130,975
	1 後期高齢者医療保険料	128,941	2,034	130,975
歳 入 合 計		169,475	2,034	171,509

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		165,731	2,034	167,765
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	165,731	2,034	167,765
歳 出 合 計		169,475	2,034	171,509

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	128,941	2,034	130,975
歳入合計	169,475	2,034	171,509

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	165,731	2,034	167,765			2,034	
歳 出 合 計	169,475	2,034	171,509			2,034	

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 特別徴収保険料	90,485	1,432	91,917
2 普通徴収保険料	38,456	602	39,058
計	128,941	2,034	130,975

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分特別徴収 保険料	1,432	5 現年度分特別徴収保険料 1,432
1 現年度分普通徴収 保険料	602	5 現年度分普通徴収保険料 602

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療広域 連合納付金	165,731	2,034	167,765			2,034	
計	165,731	2,034	167,765			2,034	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	2,034	2 後期高齢者医療広域連合納付金 2,034 18 負担金補助及び交付金 2,034 5 負担金 3 茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金